

厚生労働省が学童保育の実態調査

2002年11月19日、厚生労働省は「平成13年地域児童福祉事業等調査の概況」を発表しました。

学童保育に関して、この調査は二回目です。前回の平成9年(1997年)が初めてで、法制化されたことから学童保育も対象として調査するようになりました。(すべての学童保育を対象とした全数調査)

調査をした厚生労働省統計情報部は、1997年に初めて実施する際に全国学童保育連絡協議会の実態調査の項目や結果を参考に調査項目を作成していますが、今回は前回と比べると、「最寄りの小学校からの距離」「障害児の登録状況」「定員設定の有無」「休所日」「経験年数別の職員数」「職員の資格」「クラブの行事」「クラブの運営状況(前回の年調査ではボランティアの活用状況のみ調査)」などが調査項目として追加されていました。

今回発表された「概況」では、そのすべてが公表されてはいませんが、公表されたなかからいくつか特徴的な結果を紹介します。

- ・ 1クラブの平均登録児童数 40.3人(前回調査34.9人)
- ・ 1クラブの平均指導員数 3.3人(前回調査2.9人)

ここ数年、学童保育数が増えているだけでなく、急速に入所(登録)児童数も増えていることがわかります。

・運営の状況

< 出欠の確認方法 >

出欠票で確認(85.2%)、随時点呼で確認(8.4%)、定時点呼で確認(3.1%)、特に確認していない(0.4%)、その他・不詳(2.9%)

おやつ

クラブで購入(77.4%)、クラブでつくる(6.5%)、児童が持ち込む(1.3%)、その他・不詳(7.1%)、なし(7.6%)

学習

自習方式(71.8%)クラブ職員が教える(25.0%)、ボランティアが教える(0.1%)、その他(3.2%)

ボランティアの活用

定期的に活用(7.6%)、不定期に活用(28.4%)、定期的・不定期に活用(0.1%)、活用していない(61.8%)、不詳(2.2%)

学年別の登録児童数の割合		
	今回調査(%)	前回調査(%)
1年生	38.8	37.6
2年生	29.9	29.6
3年生	20.2	21.2
4年生以上	10.2	10.9
その他(幼児等)	0.9	0.8

障害児の登録状況	
	今回調査(%)
1人	54.0
2人	24.3
3人	10.6
4人	4.7
5人以上	5.6

(注)現在の国の障害児加算は「障害児4名以上」の学童保育が対象です。

閉所時刻の状況			
	全体 (%) (12020か所)	うち市町村(公営) (%) (9647か所)	うち父母会運営 (%) (733か所)
～ 17:00	26.0	31.8	10.6
17:01～ 18:00	57.3	59.6	49.4
18:01～	15.4	8.3	37.4

運営主体によって閉所時刻に大きな差があります。

平均月額利用料			
	全体 (%)	うち市町村 (公営) (%)	うち父母会 運営 (%)
なし	9.4	9.1	0.2
2000円未満	8.0	12.1	0.7
4000円未満	19.8	25.7	3.6
6000円未満	20.1	26.1	10.6
10000円未満	22.3	18.0	25.2
16000円未満	14.2	3.5	48.2
16000円以上	3.1	0.1	10.9

運営主体別の月額	
運営主体	平均利用料
全体	5716円
うち市町村(公営)	3957円
うち社会福祉法人等	4751円
うち運営委員会	7798円
うち父母会	10673円

運営主体によって、利用料に大きな差があります。

来年度の学童保育予算 単価は減額、障害児は2名から

政府は、12月20日、来年度予算の原案を発表しました。学童保育予算の総額は、74億3200万円と前年比8.0%増えています。これは、主に補助か所数の増などによるものです。

別表 放課後児童健全育成事業の補助単価の積算内訳	
平成14年度 補助単価積算内訳(基本分)	
* 基本分：児童数20人以上35人未満、開設日数年間281日以上	
* 単価の半額は保護者負担としているため、補助額はその1/2	
1	賃金(非常勤指導員一人分) 1,383,000円 (× 1/2 = 691,500円) @ 6,120円(平日は6/8時間で計算、長期休業中は8/8時間で計算)
2	諸謝金(補助指導員一人分) 1,203,000円 (× 1/2 = 601,500円) @ 5,320円(平日は6/8時間で計算、長期休業中は8/8時間で計算)
3	その他の運営費 470,000円 (× 1/2 = 235,000円)
補助単価 1～3の合計額 3,056,000円(補助額 1,528,000円)	
平成15年度の概算要求(基本分の補助単価)	
1	賃金(非常勤指導員一人分) 1,356,000円 (× 1/2 = 678,000円)

@ 6,000 円 (平日は 6/8 時間で計算、長期休業中は 8/8 時間で計算)
2 諸謝金 (補助指導員一人分) 1,178,000 円 (× 1/2 = 589,000 円)
@ 5,210 円 (平日は 6/8 時間で計算、長期休業中は 8/8 時間で計算)
3 その他の運営費 471,000 円 (× 1/2 = 235,500 円)
(材料費、医薬品費、消耗品費、電話料・通信費、図書購入費ほか)
補助単価 1 ~ 3 の合計額 3,005,000 円 (補助額 1,502,500 円)
(平成 14 年度比 23,000 円 マイナス)

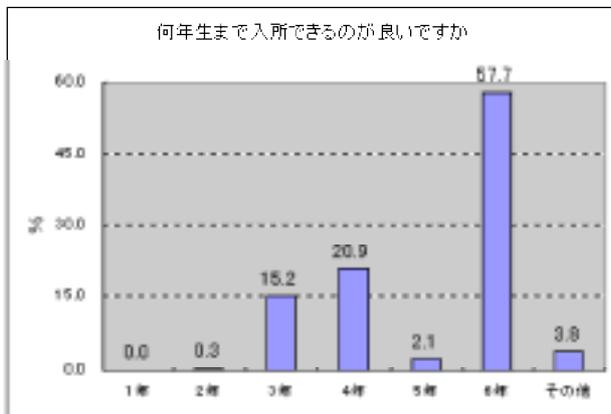
初めて明らかになった積算内訳では、内訳の中の指導員の人件費を、一人分は日々雇用の単純労務に服する者に対する「賃金」とし、もう一人分はその「賃金」にもならない「諸謝金」(協力者等に対する報酬、謝金。最低賃金法に基づく都道府県別最低賃金 - これ以下での雇用契約は無効)の全国平均をも下回る金額で計算していることがわかりました。

現在の補助単価は、一学童保育施設が年間 300 万円程度で運営できる(その半額の約 150 万円を国、自治体が補助し、残りは保護者負担)という考えに基づいています。

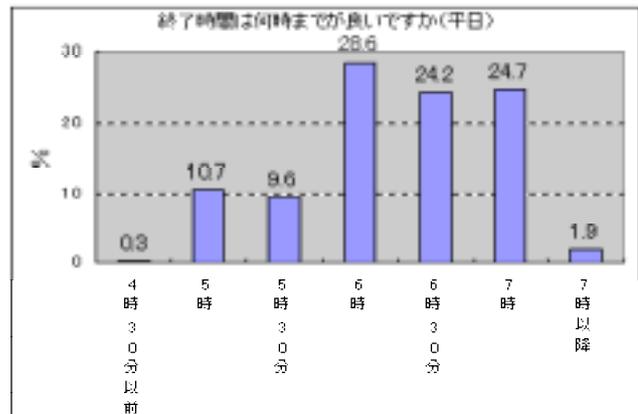
保護者アンケート調査を実施 2415人が回答

「保護者は学童保育にどのような願いを持っているのか」を知り、今後の学童保育のあり方や行政に向けた取り組みに生かすために、全国学童保育連絡協議会は今年 2 月、無作為抽出で選んだ全国 160 か所の学童保育の保護者へのアンケート調査を実施しました。

回答は 115 か所の学童保育の 2415 人からありました。グラフのように「対象学年は 6 年生までにしてほしい」(57.7%)「保育時間は 7 時まで」(24.7%)など保護者の考えがわかりました。



(現状は学年制限がある自治体では 8 割が 3 年生まで)



来年度の政府予算概算要求が発表になりました

厚生省の来年度についての概算要求(財務省への要求額)が 8 月 28 日発表されました。学童保育関係については次の通りです。

< 放課後児童健全育成事業 >

総額 87億2200万円 (今年度比 12億9000万円増、17.4%増)

補助対象か所数 12400か所 (今年度比 800か所増)

地域の人材を活用した伝統的遊びや自然体験等の事業を創設する。

厚生労働省は、「大都市周辺部を中心に、放課後児童の受け入れ体制を平成 16 年度までに全体として 15000 か所とすることを目標」、国庫補助対象を 800 か所増やしています。補助金総額は、法制化された年に 48 % 増されて以来の伸び率となっています。

< 施設整備関係 >

学童保育の専用施設として活用できる「子育て支援のための拠点施設整備費」は「拡充」する措置として、施設の設置主体を市町村に限定していたものを社会福祉法人が設置した場合も補助の対象とする。

障害児の受け入れ促進を考えて、「放課後児童クラブと障害児通園事業を連携して実施する場合に交流スペースの整備補助を加算すること（昨年度も概算要求したが財務省査定でカットされた）

を計上しています。

厚生労働省の来年度予算の学童保育にかかわる概算要求を紹介しましたが、新たにわかった点をお知らせします。

補助単価

補助単価はまだ明らかにされていませんが、来年度もマイナスとなった人事院勧告に従って補助単価も引き下げられそうです。

なお、補助単価が減り、補助対象か所数も前年と同じなのに、補助金総額が延びていることについては、大規模な学童保育が増えているため、一か所当たりの補助額が増えているからです。

（新規）放課後特別事業の創設

新規予算として、

「市町村に登録された地域の人を放課後児童クラブに派遣し、伝統的な遊び、自然等体験、障害児（者）施設との連携、児童の安全確保（送迎が必要な児童への付添等）等を実施することで、地域との交流を図り、様々な遊び等を通じて、より一層の児童の健全育成を図る」

ために「放課後児童特別事業」を要求しています。

これは、市町村が「地域の人」（高齢者、学生、障害者施設職員、ボランティア等）に登録し、登録された人を学童保育に派遣するための謝礼として補助するものです。（各学童保育に補助するものではなく市町村に補助する）

一市町村当たり 44 万 1000 円を上限に（補助率は 3 分の 1）、430 市町村分を要求しています。

派遣される学童保育は、運営主体や補助金の有無は問わないようです。

厚生労働省は、障害児施設との連携や児童の安全確保をねらいとして考えており、障害児の養護学校からの送迎や他校区から通う際の送迎ボランティアなど、行き帰りの安全確保などに活用したいと説明しています。

施設整備関係

学童保育の専用施設整備のための「子育て支援のための拠点施設整備費」の拡充については前号でお知らせした通りですが、「子育て支援のための拠点施設整備費」は 2003 年度（平成 15）から補助金交付要綱を変更しています。（まだ要綱はできていない）

これまでの補助の上限であった「80.3㎡」はなくなり、その程度に該当する金額を上限とすることになっています。

文部科学省の概算要求

文部科学省は生涯学習政策局の概算要求として、「子どもの居場所づくり新プラン 地域子ども教室推進事業」を創設するために 125 億円を新たに計上しています。

子どもの居場所づくり新プラン 地域子ども教室推進事業

子どもに関わる重大事件の続発など青少年の問題行動が深刻化してきたことや、家庭や地域の教育力が低下しているなどの「緊急的課題」に対応するために、学校を活用して放課後や週末にスポーツや文化活動などの体験活動や地域住民との交流を支援するための指導員を派遣し、緊急かつ計画的に子どもの居場所（活動拠点）を整備する事業。

・計画は、1年目に7000校、2年目に14000校で実施し、3年目には全国的に定着させる。

・補助内容としては、「地域子ども教室指導員の派遣」と「子ども居場所づくりコーディネーター等の配置」に要する費用を補助する。

- ・補助単価は、地域子ども教室指導員の派遣経費として1校当たり年間169.8万円(56.6万円の3人分) コーディネーター等配置の経費として一市町村当たり31.7万円(1700市町村分)

新聞記事では、文部科学省が「大阪教育大付属池田小の児童殺傷事件以来、開放方針は変えないものの安全面に配慮するよう求めている」(日経)、「小学校三年生までの学童保育事業との連携を図り、中学生までを対象に、スポーツや伝統文化などのボランティア団体に教室を開いてもらう」などと紹介されています。

「地域行動計画」のニーズ調査各地で実施

「次世代育成支援対策推進法」で、すべての市町村・都道府県に策定が義務づけられている「地域行動計画」策定にあたって、いま各市町村では、ニーズ調査が実施され、「地域協議会」発足しています。

ニーズ調査の実施については、厚生労働省が「モデル調査票」を示していますが、学童保育ニーズの数量的な調査だけでなく、保護者に現在の満足度や今後充実してほしい項目を調査するなど、質的な面での調査を行っているところも少なくないようです。

また、「地域協議会」はまだ多くの市町村では発足していませんが、発足したところでは、委員に学童保育の連絡協議会役員が参加しているところもあります。

厚生労働省は市町村からの問い合わせに答えるために、「地域行動計画策定に関するQ & A」を作成しました。ので一部紹介します。(厚生労働省のホームページから全文入手できます)

「市町村合併との関係」「既存の児童育成計画との関係」「地域協議会の活用」「ニーズ調査についての近年の類似調査との関係」などについての厚生労働省の考えを示しています。

例えば、ニーズ調査の実施時期については、学童保育を含めた「特定14事業」の「定量的目標数値」の国への報告締め切り期限である2004年8月は厳守しなければならないため、2004年度に入ってからの実施は「困難」としています。

また、「行動計画」策定に係わる費用については「子育て支援事業」に総額200億円の地方交付税措置をしているとし、国の補助金は「すべてに策定を義務づけているもので補助金になじまない」としています。

2005年度からのあたらな国としてのプランでは、「市町村が設定した定量的目標数値を踏まえ、各地方公共団体に対する必要な(財政的)支援を行うよう努める」としています。

全国学童保育連絡協議会は8月、厚生労働省の意見募集に対して「十分な財政措置を付けて実効力をつけてほしい」と次のように要望してきました。

「市町村においてはその計画が実効力を持つかどうかは、計画実行のための財政措置が確保されるかどうかにかかっています。国による財政措置が見込めなければ、計画そのものも小規模となり、これまでのエンゼルプラン等と同様な結果になりかねません。やはり実効力は財政措置の保障がおおもとだと考えます。

とりわけ学童保育の現状がたいへん貧困であり、財政措置も含めて市町村任せになっていることが大きな障害(ネック)となっています。ぜひ財政措置も十分に確保して計画づくりを推進していただくことを強く要望します」

表 1 学童保育の開設時間、指導員の勤務時間

		2003年調査	98年との比較
平日	指導員の出勤時刻	12:07	17分遅い
	子どもの帰宅時刻	17:50	24分遅い
	指導員の退勤時刻	18:03	25分遅い
	指導員の勤務時間数	5時間57分	9分長い
土曜日	指導員の出勤時刻	8:29	36分早い
	子どもの受入時刻	8:36	33分早い
	子どもの帰宅時刻	17:15	26分遅い
	指導員の退勤時刻	17:27	27分遅い
	指導員の勤務時間数	8時間57分	65分長い
	保育時間数	8時間39分	58分長い
学校休業日	指導員の出勤時刻	8:26	16分早い
	子どもの受入時刻	8:32	16分早い
	子どもの帰宅時刻	17:42	29分遅い
	指導員の退勤時刻	17:54	30分遅い
	指導員の勤務時間数	9時間28分	49分長い
	保育時間数	9時間10分	45分長い